

平成8年に障がい児・者に対する相談支援事業が始まって以来、国は障がい児・者一人一人のあらゆるニーズに対応できる支援システムの強化に取り組んできました。その取り組みの一つとして平成24年に基幹相談支援センターの制度が誕生しました。

市でも、令和5年4月に福津市基幹相談支援センターが始動し、地域の障がい福祉を支える取り組みを行っています。

市基幹相談支援センターの4つの取り組み

- ①障がい者に対する総合的・専門的な相談支援
障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的な相談支援のほか、専門的な相談支援を実施します。
- ②地域移行・地域定着への取り組み
障害者支援施設や精神科病院などへ、地域移行に向けた普及啓発をします。また、市が設置する協議会など、協議の場を活用し、関係機関と連携することで計画的に地域基盤の強化を図ります。
- ③地域の相談支援体制の強化と取り組み
地域の相談支援事業所を訪し、専門的な指導、助言をします。また、人材育成を支援するため、研修会や日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価などを行います。
- ④障がい者の虐待防止・権利擁護への取り組み
成年後見制度利用支援事業の活動支援を実施します。また、障害者虐待防止センターを運営し、障がい者に対する虐待を防止するための取り組みを行います。

誰もが住み慣れた地域で生活し続けられるように

福津市基幹相談支援センター長 小石原 宏明

センターは、社会福祉士や精神保健福祉士、相談支援専門員などの資格を持った職員が業務を行っています。それぞれが障がい者就労、高齢者福祉、地域福祉など、さまざまな分野を経験してきた職員です。職員間で連携し、皆さんの困りごとの解決に努めていきます。

障がいのある人が地域で暮らしていくためには、福祉サービスだけでは成り立ちません。隣近所の声掛けや見守り、小さな配慮、そんな触れ合いの中で、その人らしい生活は成り立ちます。「気になるけど接点がない」「どのように話しかけたらいいだろう」とコミュニケーションの取り方を悩んでいる人もいます。センターは、地域の人々とも課題を共有し、障がいのある人と、地域の人々の両方の側面から地域作りを進めていきたいと考えています。

センターの大きな目標は、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現です。困りごとの解決を、福祉サービスや制度に当てはめる相談支援だけでなく、その人の生き方に寄り添いながら地域で生きていく支援の在り方を考えていきたいと思っています。



福津市基幹相談支援センターの事務所は「ふくとびあ」の2階、市社会福祉協議会内にあります。職員一同、皆さんと心を通わせ、より良い方向になるように一緒に考えていきます。「安心して相談できる」「相談して良かった」と思えるような存在になれるように努めます。

開所日 平日午前8時30分～午後5時 ※土曜・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は閉所。虐待事案などの緊急時は24時間連絡できる体制です
問い合わせ ☎62・6004、FAX62・6009、メール kikan@fukutsu-shakyo.or.jp



そんなときは福津市基幹相談支援センターへ



支える 障がい福祉を

Supporting welfare for people with disabilities

福津市 基幹相談支援センター 始動

